

# くらし・なんでも相談

シリーズ No.2

## 「離婚問題」

毎月第2土曜日に開設している「くらし・なんでも相談」ほっとダイヤルは、弁護士・司法書士・社会保険労務士・就職相談員の専門家が、無料で電話相談を受けています。

今回は「多重債務」「契約関連」に次いで3番目に相談の多い「離婚問題」です。実家の父親が配偶者の保証人になっている相談事例から2例をご紹介します。



### 【事例①】(女性)

《夫の借金、離婚したらどうなるか?》  
夫が「サラ金」から借入を繰返し、借金が耐えないので離婚を決意している。

夫の借入について私の保証はないが、実父は夫の勤務先の債務の保証人になっている。また、以前、夫のサラ金返済のため100万円を支援し、夫の車購入時にも30万円を支払った。

離婚した場合、夫の借金について妻である私への影響はあるか。

また父が夫のために出したお金はどうなるか。

### 【回答】(北川哲男司法書士)

夫への保証人になっていない限り、離婚により妻が影響を受けることは一切ない。

なお、離婚する際に双方あるいは一方に条件がある場合は、キチンと協議(当事者間の協議又は調停)をすることが肝要。

父親の夫に対する債務保証は、父親に代わる保証人を立てない限り、娘の離婚という理由だけで保証を解除してもらったことは困難と思われるが、その前に会社より正確な情報を入手する必要がある。

また、父親のサラ金への肩代わりや車購入に対する父親の資金援助は、借入書がない場合は、相手から贈与を受けたとの主張もされかねないし、夫の経済状態からすると事実上返済は難しいと思われる。離婚協議の条件の一つとして分割返済とすると車を引き取るという方法は考えられる。

### ワンポイント

#### 「親族間のお金の貸し借り」

サラ金は、本人の自覚がない限り周りの人が肩代わりして返済しても、また繰り返す。結局、無駄金になってしまう。また、家族間の資金援助も、本人は貸したつもりでも、「一筆」がないことが多く、返済を法的に請求できないケースが多い。お金の貸し借りは、「親子も夫婦も他人」という意識を持つことが大切だ。

### 【事例②】(女性)

《生活費を入れない夫。調停離婚を申立てたが、実父の引受けた身元保証が...》  
離婚調停を申立てた。子供は4歳・

女児1人。夫は1カ月前に家を出て会社の寮に。現在別居中。夫には借金があり、生活費を入れてくれず、話し合いを行うと家を出てしまつて毎日であった。義姉からは電話で文句を言われ、調停を取り下げようかと迷っている。

実父は1年前、夫の会社の身元保証人となった。離婚したいので保証人を止めたいが、会社は「代わりの人があれば応じる」と言っている。しかし、夫の両親は既に他界しており適当な人は居ない。

もし夫が会社から損害賠償を求められるようなことが起きたら、身元保証人である実父はどのようにしたら良いか。

### 【回答】(田中善助弁護士)

夫の姉のことは気にする必要はない。本当に離婚したいのであれば調停を取り下げはならない。

離婚では、4歳の女兒が居るので、「親権者」「監督者」を決めるが、本件では特別な事情がない限り、母親が親権者、監督者になると思われる。

また、「養育料」についても協議すること。この他に「財産分与」「慰謝料」の問題がある。調停が成立しなければ「訴訟」となる。父親の身元保証は原則として3年間で終了する。更新に必ず必要はない。

一定の要件(身元保証に関する法律第3条・4条)があれば契約解除できる。

仮に、夫に不適切な行為があり、会社に損害賠償義務を負ったとしても、法第5条で使用者の監督方法等も考慮して賠償額が決定されるので、弁護士に相談のこと。

### ワンポイント

#### 「離婚」

離婚には、「協議離婚」「調停離婚」「裁判離婚」があります。慰謝料は、「離婚についての責任ある側に支払い義務が生じます。財産分与は、夫婦が築いた財産の清算結婚していた間に増えた財産をどう分けるかです。養育料(費)の基準については、特に法律の規定はありません。ただ「家庭裁判所の調停・審判例」では、子供の養育費は「父、母がそれぞれの収入や資力に応じて負担すること」とされています。親権者だからといって、すべて養育費を負担したり、その分多く養育費を負担するということはありません。

労福協のくらし・なんでも相談 (ほっとダイヤル) 無料

お電話で無料相談  
人には言えない悩み事、どんなでも気軽に電話ください

様々な悩みや不安を解決するために、各分野の専門家の方々にご協力いただき、電話による暮らし・なんでも相談を無料でお受けいたします。

- 弁護士  
サラ金・多重債務・自己破産・ヤリ金債・訴訟・相続問題...等
- 司法書士  
相続・贈与・不動産、各種契約関連...等
- 社会保険労務士  
各種年金・健康保険・雇用保険・労災保険...等
- 無料職業紹介  
就職相談・職業紹介・求人・求職情報の提供・求職者(人材)の紹介...等

毎月第2土曜日 10:00~16:00

0120-39-6029